

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に
対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案要綱

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税
免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じ、あわせて、これらの
措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正
するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 不動産取得税

1 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所
在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が、当該家屋に代わるもの
と道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）の取得をした場合において、当該取得が同
日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたもの
であるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に

対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第五十一条関係）

2 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第五十一条関係）

二 自動車取得税

1 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成二十六年三月三十

一日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に對しては、自動車取得税を課すること
ができないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十二条関係）

(一) 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあつた自動車で、当該警
戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

(二) 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒
区域設定指示区域内にあつた自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡し
たもの等

(三) 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して
当該警戒区域設定指示区域内にあつた自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に
引き渡したもの等

2 警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行
われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得
した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自

自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずること。（附則第五十二条関係）

三　自動車税

1 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、同日から平成二十六年三月三十一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十四条関係）

2 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が二の2の適用を受けることとなつた場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金

を還付する特例措置を講ずること。（附則第五十四条関係）

3 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかつたものとみなす特例措置を講ずること。（附則第五十四条関係）

四 固定資産税及び都市計画税

1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成二十四年三月三十日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた警戒区域設定指示、住民に対し避難のための立退き若しくは屋内への退避又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示等の対象となつた区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に對して固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適当と認める区域について、市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければ

ならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十五条の二関係）

2 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「対象区域内住宅用地」という。）の所有者等が、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第五十六条関係）

3

警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所
在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の所有者等が、当該対象区域内家屋に代わるものと
市町村長が認める家屋を、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（当該対象区域内
家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過す
る日までの間に取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、
特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の四年度分二分の一、その後の二年度分三分の一を減額す
る特例措置を講ずること。（附則第五十六条関係）

4

警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所
在した償却資産（以下「対象区域内償却資産」という。）の所有者等が、一定の区域内に当該警戒区
域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代
わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資產
税の課税標準を四年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずること。（附則第五十六条関
係）

五 軽自動車税

- 1 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しても、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずること。
（附則第五十七条関係）

- 2 対象区域内軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は還付する特例措置を講ずること。

（附則第五十七条関係）

3 対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内軽自動車等は、警戒区域設定指示が行われた日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかつたものとみなす特例措置を講ずること。（附則第五十七条関係）

六 その他

平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域であつて同年三月十二日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であつた区域は、同年三月一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなして、前記一から五まで（四の1を除く。）の特例措置を適用すること。（改正法附則第二条関係）

第二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に関する事項

1 平成二十三年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起こすことができるものとし、当該起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額を地方交付税の額の算定に用いる基

準財政需要額に算入するものとすること。 （第九条関係）

2 平成二十三年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。 （第十条関係）

第三 その他

- 1 政府は、この法律の施行後必要に応じ、東日本大震災の原子力災害の状況、原子力事業者による損害賠償の実施の状況等を勘案し、東日本大震災の原子力災害の被災者等に係る地方税の税負担軽減措置等及び東日本大震災の原子力災害に伴う地方公共団体の減収の補填の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （改正法附則第三条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 前記の改正は公布の日から施行すること。